

22倉健発第176号
平成22年8月20日

事業主殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一

「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて（通知）」の一部改正について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は組合の事業運営にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年9月1日より下記のとおり「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて」の通知が一部改正されることとなりましたのでご通知申し上げます。

ご不明な点がございましたら、組合業務第一課までお問い合わせください。

記

改正内容

○これまでは、同一の事業所において雇用契約上一度退職した被保険者が、一日の空白もなく引き続き再雇用された場合には、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続していることから、被保険者の資格も継続するという取扱いの下、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年退職後継続して再雇用される者」のみについては、使用関係がいったん中断したものとみなし、特例的に被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を提出することにより、新たな標準報酬月額を決定することとして差し支えないと認められた取扱いであった。

○ただし、必ずしも特例の対象を「**定年退職**」に限る理由がないことから、今般、これに加え、

- ① **特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年到達前に退職した後、継続して再雇用される者**
- ② **特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年制の定めのない事業所において退職した後、継続して再雇用される者**

についても、特例的な取扱いを認めることとし、使用関係がいったん中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させることにより、新たな標準報酬月額を決定することとして差し支えないとした。

なお、この場合においては、被保険者資格取得届にその者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明書等）を添付していただくこととなります。

※ **あくまでも、現行の随時改定（月変）の取扱い、すなわち、固定的賃金の変動があり継続した3か月間の報酬の平均が、現時点の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じた場合等に標準報酬月額を改定できるとする取扱いが原則です。**